

令和3年度 最低賃金審議等状況

令和3年8月11日現在

	全国	近畿
内航鋼船運航業 木船運航業	令和3年7月16日 諮問 答申 決定公示 効力発生	令和3年8月10日 諮問 答申 決定公示 効力発生
海上旅客運送業	令和3年7月16日 諮問 答申 決定公示 効力発生	令和3年8月10日 諮問 答申 決定公示 効力発生
漁業（遠洋まぐろ）	平成27年10月20日諮問 （漁業（かつお・まぐろ） 最低賃金額について審議中）	/
（大型いかつり）	諮問無し	
漁業（沖合底びき網）	/	令和3年8月10日 諮問 答申 決定公示 効力発生
（大中型まき網）		諮問無し

全国 船員最低賃金一覧表

業 種 別		全国	
		最低賃金額 (効力発生日)	
内 航 鋼 船 運 航 業	職 員	月 額	250,050円 (令和3年3月18日)
		月額・船舶職員養成施設のうち 特定の養成施設の課程を修了した 後の勤務期間が、当該課程ごとに 定める期間に満たない者	233,600円 (令和3年3月18日)
	月 額 ・ は し け 長		
	部 員	月 額 ・ 海上経験3年以上	191,450円 (令和3年3月18日)
		月 額 ・ 海上経験3年未満	182,150円 (令和3年3月18日)
海 上 旅 客 運 送 業	月 額 ・ 職 員 (事務部職員)		246,800円 (令和3年2月19日)
			192,700円 (令和3年2月19日)
	月 額 ・ 部 員		185,350円 (令和3年2月19日)
漁 業 (遠洋まぐろ) (大型いかつり)	月 額 ・ 一 人 歩 船 員		199,300円 (平成26年12月20日)
			203,300円 (平成26年12月20日)
漁 業 (沖合底びき網) (大中型まき網)	月 額 ・ 一 人 歩 船 員		

※船員の最低賃金は月額で定められています。

※近畿運輸局長決定に適用される区域は、兵庫県を除く近畿2府3県です。(兵庫県は、神戸運輸監理部管轄になります。)

近畿 船員最低賃金一覧表

業 種 別			近畿
			最低賃金額 (効力発生日)
内 航 鋼 船 運 航 業 木 船 運 航 業	職 員	月 額	251,450円 (令和3年4月16日)
		月額・船舶職員養成施設のうち 特定の養成施設の課程を修了した 後の勤務期間が、当該課程ごとに 定める期間に満たない者	235,000円 (令和3年4月16日)
	月 額 ・ は し け 長		251,450円 (令和3年4月16日)
	部 員	月 額 ・ 海上経験3年以上	192,600円 (令和3年4月16日)
		月 額 ・ 海上経験3年未満	183,300円 (令和3年4月16日)
海 上 旅 客 運 送 業	月 額 ・ 職 員 (事務部職員)		246,650円 (令和3年4月16日)
	月 額 ・ 部 員		185,200円 (令和3年4月16日)
漁 業 (遠 洋 ま ぐ ろ) (大型いかつり)	月 額 ・ 一 人 歩 船 員		
漁 業 (沖 合 底 び き 網) (大中型まき網)	月 額 ・ 一 人 歩 船 員		199,600円 (令和3年4月16日)
	月 額 ・ 一 人 歩 船 員		191,800円 (令和3年4月16日)

※船員の最低賃金は月額で定められています。

※近畿運輸局長決定に適用される区域は、兵庫県を除く近畿2府3県です。(兵庫県は、神戸運輸監理部管轄になります。)